

DV等避難中の方

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※1でも 物価高騰対応重点支援給付金を受給できる場合があります

- DV等で住所地※2以外に避難中の方も、物価高騰対応重点支援給付金をご自身が受け取ることができる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件を満たしており、かつ、基準日（令和6年12月13日）時点で長岡市にお住まいの場合は受け取ることができます。
- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

※2 このリーフレットで「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象・支給額・申請方法

ア：次の全てに該当する避難世帯は、**1世帯あたり3万円**の支給対象となります。

- ① 令和6年12月13日（基準日）時点で長岡市に居住している。
 - ② 世帯全員の令和6年度の住民税が「非課税」となっている。
（世帯内に令和6年度の住民税「均等割」を課されている人がいない）
 - ③ **DV等避難中であることを裏面に記載している書類により確認できる。** → 詳しくは裏面を参照
- ※ **ただし、下記のいずれかに該当する場合は対象外です。**

世帯全員が令和6年度の住民税課税者に扶養されている世帯
（※DV等の加害者による扶養を除きます）
（※基準日以前に扶養主である住民税課税者が死亡している場合は、支給対象になります）

租税条約による免除の適用の届出によって、令和6年度住民税均等割を課されていない人がいる世帯
（※免除が適用されている人で、収入等が住民税の非課税相当であれば、支給対象になります）

他の市区町村から令和6年度住民税非課税世帯を対象とする同様な給付金（3万円/世帯）をDV等避難中の方が受給している場合

イ：**上記ア及び下記に該当する場合、こども加算として、対象児童1人あたり2万円**の支給対象となります。

世帯員に18歳以下（平成18年4月2日から令和7年7月31日生まれ）の児童がいる。
（施設入所中の児童は原則対象外）

- **申請期限：令和7年7月31日(木) 当日消印有効**
令和6年12月14日～令和7年7月31日生まれの児童のこども加算：令和7年8月15日(金) 当日消印有効

- 市ホームページ掲載の申請書に必要事項を記入して**郵送**するか、添付書類とともに市役所福祉窓口に**直接提出（平日のみ）してください。**

【郵送先：〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10 長岡市役所 非課税世帯等臨時特別給付金室】

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。▶▶▶

手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
ご不明な点は、[長岡市給付金専用コールセンターにご相談ください](#)。

Q1 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。
私は給付金を受給できませんか？

A1 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、基準日（令和6年12月13日）時点でお住まいの長岡市から給付金を受給できる可能性があります。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q2 配偶者からDVを受け避難しています。住民税において配偶者の扶養となっている場合、受給できますか？

A2 令和6年度住民税において配偶者の扶養となっている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなします。
したがって、避難者ご自身（および同伴者）の令和6年度住民税の課税状況が非課税であり、支給要件を満たす場合には、受給できる可能性があります。

Q3 どのような手続きが必要ですか？

A3 下に記載の長岡市給付金専用コールセンターにご連絡いただき、申請書、本人確認書類の写し、受取口座を確認できる書類の写し、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書、物価高騰対応重点支援給付用DV等被害申出受理確認書などを表面に記載の郵送先 または 市役所福祉窓口へ提出してください。

お問い合わせ

長岡市給付金専用コールセンター **0258-39-2347**

受付時間 平日8:30～17:15(市役所窓口も同じ受付日・時間となります)